

新型インフルエンザ対応状況および合同就職・転職フェア開催方針の一部変更のお知らせ

株式会社エス・エム・エスは、6 月 11 日および 12 日の厚生労働省の発表を受け、新型インフルエンザへの対策を一部変更いたします。厚生労働省が感染拡大防止地域として指定している地域の分類に従い、当該地域に居住しているかどうかなどにより当社社員を 2 つのパタンに分類し、異なる対応レベルを設定することにいたしました。

【ご参考情報】 リスクマネジメント委員会から社内への通達（概要）

パタン 1 :

- ・厚生労働省が感染拡大防止地域として指定している地域（6 月 15 日現在では千葉県船橋市七林中学校区、神奈川県 海老名市大谷中学校区、福岡県福岡市板付中学校区）に居住する社員
- ・当該地域に事業所がある社員
- ・当該地域に 7 日以内に出張をした社員
- ・7 日以内に日常生活での集団（2 人以上）感染があった国に出張をした社員

パタン 2 :

- ・パタン 1 に該当しない社員

1 出張の取り扱い

パタン 1 : 別地域への出張を禁止

パタン 2 : パタン 1 の地域への出張を原則禁止

2 罹患予防策の徹底

- ・出勤前に社員および同居家族の体温測定（高熱の場合、発熱外来による確定診断の結果が出るまで自宅待機）を実施

パタン 1 : 引き続き必須とする

パタン 2 : 自分または家族の体調がすぐれない場合に検温を実施。38 度以上の発熱者がいる場合は同様の措置とする

- ・出勤時、退勤時、および密閉されて空間（エレベーターなど）を利用する際のマスクの着用を徹底する

パタン 1 : 引き続き必須とする

パタン 2 : 努力義務とする

- ・出勤時、外出先からオフィスに戻る際のうがい・手洗いを徹底（社内の複数個所に手指消毒アルコールを設置し社員同士が呼びかけて定期的に消毒を実施）する

パターン1：引き続き必須とする

パターン2：感染症の予防の観点から推奨とする

- ・窓を開けることが可能なオフィスでは1時間に1回程度の換気を実施する

パターン1：引き続き必須とする

パターン2：努力義務とする

3 感染拡大予防策の徹底

(当社社員)

- ・介護施設・医療施設に立ち入る前のうがい・手洗いの徹底および原則として施設内ではマスクを着用する

パターン1：引き続き必須とする

パターン2：努力義務とする

(当社の職業紹介サービスを利用して、介護施設・医療施設内で採用面接を受ける求職者の方への依頼)

- ・介護施設・医療施設に立ち入る前のうがい・手洗いの徹底を依頼する

パターン1：引き続き必須とする

パターン2：努力義務とする

- ・面接前に発熱や体調を確認し、体調が良くない場合には面接日程を再調整する

パターン1：引き続き必須とする

パターン2：体調を確認し、体調が悪いと言われた場合のみ検温を実施

(合同就職・転職フェアの開催)

パターン1の地域：原則として開催しない

パターン2の地域：開催にあたって、会場入り口などでパターン1からの来場者に対して手洗い・消毒の協力を要請

以 上